

南海トラフ地震対策優良取組事業所評価項目の適合基準について

地域貢献の視点のうち一部の評価項目について、以下の内容に該当する場合、評価項目を満たしているものとして取り扱います。

1. 地域貢献－1（災害発生時、社員を地域の復旧活動に参加させるよう定めている。）
以下を満たしている場合、評価項目に適合しているものとして取り扱います。

また、明確に復旧活動に参加させるよう定めていない場合においても、研修会や会議などの場において周知を行ったり、災害時に地域での活動を希望する社員に対する支援を行っている場合も適合しているものとして取り扱います。

- ・事業の早期復旧・継続が、法令又は監督官庁のガイドラインや指針、若しくは社会的要請などにより求められており、発災した場合速やかに社員の参集が必要となる事業を行っていること。
- ・BCPや携行カードなどに、参集の際の二次災害防止策が明記されていること。
- ・通常業務中に発災した場合には、来訪者や地域住民に対する安全確保について、BCPや初動マニュアルなどで定めていること。

2. 地域貢献－2（事業者が、高知県地域防災計画に記載されている公的機関等（地方公共団体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関）と協力し、高知県内における地震災害時の応援を行うこととしている。）

国、県、市町村以外でも、高知県地域防災計画に記載されている指定公共機関や指定地方公共機関等に該当する機関との協力・応援も対象とします。

また、風水害や土砂災害ではなく、高知県内における南海トラフ地震など「地震」時の応援、協力に関するものを、適合しているものとして取り扱います。

※高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）_p.26～35をご確認ください

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/tiikibousaikeikaku/>

3. 地域貢献－3（所有する施設が避難場所や避難所として指定を受けている。）

所有するグラウンドや遊休地などが、国、県、市町村の計画で活動拠点となる候補地などとして明記されている場合も、指定を受けているものとして取り扱います。